

近世後期瀬戸内における「船後家」について

— 御手洗を中心に —

布川 弘*

はじめに

喜田川守貞は、「遊女は江口・神崎の船着にありて、船に乗りて船ごとに来る故に、流れの女、浮かれ女など、云ふなり」と述べており¹、遊女がもともと船に乗って停泊している船に出向いていたことを指摘している。江口・神崎の遊女は、小端舟に乗って葦間より現われ、淀川・神崎川を上下する旅舶に漕ぎ寄せ、声高らかに今様を謡って、旅客の遊心を誘ったといわれる²。これは平安時代の著名な遊女の姿であったが、近世後期、大崎下島の御手洗町では同じような形態の商売があり、芸子が船に乗って入津している船に出向いて商売していた。それを、「船後家」、あるいは「後家商売」と呼んだ(後述)。また、御手洗では近現代においても、娼妓が「おちよる舟」で停泊する船に出向いて商売することが、大変盛んであった³。

瀬戸内海とその周辺では、このような船客や船の乗組員を相手とする船で出向いて行なう売買春が、古代末から近現代にいたるまで営々と続けられてきたのである。むろん、そのような形態の連続性にのみ目を奪われるのは危険であり、「遊女」・「芸子」・「娼妓」といった売春の担い手も、歴史的・社会的に異なった文脈の中で登場してくる。しかし、重要な運搬手段であり、人・もの・金の流通に不可欠な船というものを中心に社会関係が形成されてきた瀬戸内海世界の特質を考察する上で、こうした売買春の形態の意味を問うことは重要であろう。

とりわけ拙稿では、「船後家」という性格づけに注目したい。「船後家」とは、売春のみならず、

「家事などもこなす代理妻」としての役割を負っている⁴。海上生活を主とする船の乗組員にいわば「一夜妻」を提供するのが、「船後家」という商売であった。近現代における「おちよる舟」による売買春も、そうした要素を多分に含んでいた。拙稿は、このような商売の形態を成り立たせている社会関係とは何か、という問いに答えるための手がかりを追求することを目的としている。

1. 「船後家」と茶屋

近世の御手洗町における茶屋の成立については、片岡智が『豊町史 本文編』において具体的に述べており、本章では主としてそれに依拠しながら、「船後家」と茶屋の成立の関係についてトレースしてみたい。

享保年間に成立した書物によれば、当時における各地の著名な遊女町は以下の通りであった。

武陽浅草新吉原、京都島原、大坂瓢箪町、伏見夷町(しゅもく町)、京都柳町、奈良鳴川(木辻)、大津馬場町、駿州府中弥勒町、越前敦賀六軒町、越前三国松下、越前今庄新町、泉州堺北高洲町、泉州堺南津守、摂州兵庫磯の町、石見塩泉津稻町、佐渡鮎川山崎町、播州室小野町、備後鞆蟻鼠町、芸州多太海、芸州宮島新町、長門下関稻荷原、筑前博多柳町、肥前長崎丸山町、薩州樺島田町、薩州山鹿野⁵

下線をほどこした所が、瀬戸内海沿岸部である。「多太海(忠海)」が入っていることから推測できるように、これらの遊女町は瀬戸内海の地乗り航

*広島大学・総合科学部広域文化研究講座

路上に発展していた。

ところが17世紀後半から、北前船による西廻り航路の整備によって、瀬戸内海の中央部を横切る最短距離の航路—沖乗り航路が徐々に採用されるようになっていく⁶。その結果、沖乗り航路の要衝にある御手洗で風待ち・潮待ちする船が増えてくるようになり、それを目当てに延宝～貞享期(1673～88年)に大長村より御手洗に人が移住するようになった⁷。それを受けて、1688(寛文6)年、御手洗は広島藩から屋敷地町割の許可を得、そこから町場の形成が進められた⁸。さらに、広島藩は宮島・尾道・御手洗の三ヶ所に限って他国米取引を許可し⁹、その結果、御手洗町は米穀取引で重要な位置を占めるようになり、問屋をはじめとする商業機能が整い、町場の発展に拍車がかかったのである。

そして、周防上関出身の若胡屋が1724(享保9)年に茶屋株の許可を得、茶屋が公式に営業をはじめた。その後、堺屋が延享・寛延期(1744～51年)、藤屋も寛延期、海老屋が1753(宝暦3)年という具合に、18世紀半ばに茶屋が4軒出揃った¹⁰。御手洗町の「町用覚」はそれぞれの茶屋の系譜について、次のように述べている。

一 若胡屋の元祖は権左衛門といへるものにて広島中の棚にありて魚の店を業とするものなりしに、いかなるゆへにや長州上ノ関に住居し、上ノ関にてはめんるい屋の株なりしよし、享保の頃より茶屋子供をつれ船後家の商売をいとなみ、此湊にかよひ得意をもとめなしミをかさねしに、かねて船宿をたのミし肥前屋善六といへるもの、世話となり小家をかり見せなと出し、いつしか此所の帳に入て住人とハなりぬ、されと今にいたりても十ヶ月かきりに上ノ関へ人くたし、若胡屋太吉とある名前の往来引かへのさたあるは此いハれなり(中略)

一 堺屋は安芸郡蒲刈の茶屋なりしか、延享寛延の頃より若胡屋に等しく此湊へ船にて後家商通ひしか、陸にあかり蒲刈の出店建にて住居し、大節季など蒲刈へかへりて正月年礼

などして此所へ来りたる事旧式たりしか、亭主伝蔵栄介ふたりとも打つ、きて不仕合して難波にセまり一跡かまかりへ引取しか、いよいよ極難に沈ミて公借など多くなり蒲刈の手を放しきり、寛政の頃至り此所へ入帳して本住居とハなりぬ¹¹

この記述をすべて信用することはできないにせよ¹²、これらの茶屋が御手洗で営業するきっかけが、御手洗で船住居をしながら停泊船を回って「船後家」商いをしているうちに定着したとしている点で一致していることは注目すべきである。

次の史料は、1756(宝暦6)年閏11月5日付の記録であるが、「船後家」について興味深い事実を記している。

同日御調郡尾道獵師町為取立、是迄御手洗・忠海之遊女福山領山波村へ船住居ニ而客引仕候を、此後獵師町へ附船仕せ山波村へ差出候謝礼銀・冥加銀ニ差上度其通り被差免¹³

この記録によれば、以前から御手洗と忠海の遊女が山波村で「船後家」商いをすることを藩が公認していたことがうかがえる。さらに、藩は尾道の獵師町取立に際し、「船後家」商いを獵師町で行なうように変更させていることがわかる。したがって、このことから、御手洗町においては「船後家」商いから茶屋営業に転換したわけではなく、茶屋営業と「船後家」商いが並行して行なわれていたと考えられるのである。しかも、それは藩が公認したものであり、「船後家」商いは公娼制度の一環に組み込まれていたのである。そして、茶屋営業と「船後家」商いの双方の担い手が、同様に「遊女」として把握されていた。

2. 天明・寛政期における転換

18世紀後期、とりわけ天明・寛政年間、列島の社会が大きな転換を遂げた時期であると考えられる。筆者は、それを「都市化」という現象で把握しようとした¹⁴。当該期における、家業からの

労働の解放を基礎とした人格観念・家族観念の成長と、生存の危機の深刻化という状況との相剋の中に、「都市化」という現象をとらえようとしたのである。「都市化」という現象を最も顕著に体现していたのは、家業・家産から切り離されたいわゆる「下層」の人びとであった。

この時期広島城下では、「赤貧糊口に窮する細民の子女」が宮島や大坂に往き、表向きは養女や下女奉公の体裁をとりながら、実際には娼妓になるというケースが増えていた¹⁵。また、御手洗町では、中背渡世(港湾荷役)の裏屋で揚屋まがいのことが行なわれ、虚無僧が遊女揚代を支払い不足のまま姿をくらました事件があった。「下層」を代表する日雇い渡世の者まで売買春に関するようになっていた¹⁶。売買春の構造は、確実にその裾野を広げつつあったのである。

一方、御手洗町の茶屋は、厳しい経営難に直面しており、公共事業の支出に当てられる町方への出銀もままならないような状況に追いこまれていた。次ぎの史料は、1784(天明4)年5月に、茶屋が町方に対して出銀の減免を願い出たものである。

当町茶屋共近年不景氣ニ付商売体相衰へ難渋仕候故、右之者共より町方出銀若胡屋分壹貫六百目之内六百目減少、堺屋・藤屋・海老屋三軒之分五百四拾目宛之内百四拾目宛減少、右之通被為仰付被下候様御歎申上候処、去ル亥春勘定より卯春勘定迄五ヶ年之間減少御免許被為仰付難有奉存居申候、然ル上者当春勘定より前々より出し来り之通若胡屋より壹貫六百目残り三軒より五百四拾目宛差出申筈ニ御座候処、近年不景氣之上去年以来米穀等殊外高直ニ相成町方共難渋之時節柄ニ而、少シ宛商ひ仕候而も掛等も集りかたく、素より家内大勢之儀飯米等調候儀も難相成難渋至極ニ奉存候、乍併何分町出銀差出し不申候而者相済不申儀ニ而宮島三月市寄り銀を当テニ仕居申候処、世上一統不景氣ニ而漸口過仕候儀ニ御座候、右ニ付又々予州波止浜市へ遣し申候処、是又不景氣ニ而先方之入用引残り銀無御座、尚又三島市へ子供遣し右寄り銀を以出銀

差出し可申与奉存候、是又近年之大不景氣ニ而仕入銀程も上り銀無御座候¹⁷(傍点は筆者)

おそらく天明の飢饉による北国米の減少が影響していると思われるが、「去年以来米穀等殊外高直」になるなかで、茶屋は飯米を確保するのめやとであると述べられている。問題は、そうした厳しい経営事情の中で、町方への出銀を確保するために茶屋がとった手段である。それは、宮島三月市・伊予波止浜市・三島市へ芸子を船で派遣して、そこで設けた「寄り銀」を町方への出銀にあてるという手段であった。おそらくこうした事情に対応したものであろうが、広島藩は上記史料と同年の8月、「近来広島近海に芸子類の船を繋ぎ、密かに城下に入り、東西徘徊する由相聞ゆ、右体のもの堅くイせ申すまじく、是に依て忍び廻りの者を差出し、密偵の上は案内なく入り込ませ、屹度吟味を遂ぐべきにつき其旨相心得べし」という内容の町触を、広島城下に発した¹⁸。これと同じ趣旨の町触は1786(天明6)年7月10日にも発せられ、さらに1788(天明8)年には、広島城下に他所より入り込んで町方を徘徊する「三味線・浄瑠璃・身振り等の遊芸いたす者ども」全般を厳しく取締る町触へと拡大していった¹⁹。

前述したように、この時期は売買春の裾野が確実に広がりつつあったが、全国各地で「隠売女」と言われた非公認の売春婦や、ここに登場する「芸子」、あるいは宿場の「飯盛女」など、茶屋や宿屋に帰属しながら売春を行なう人びとが増加しつつあった²⁰。御手洗町に代表されるように、瀬戸内海沿岸・島嶼部では、旧来の遊女の姿に近いような「船後家」の商売や、広島城下にまで入り込むような商売が拡大していったものと思われる。その結果、公認の遊廓や茶屋にのみ限定するという幕府や藩の売買春管理体制は、根底から揺さぶられることになった。

老中松平定信を中心に推し進められた寛政の改革は、このような事態に直面するなかで、売買春に対する幕藩権力の姿勢を抜本的に転換させていこうとした。広島藩は町奉行の山田猪右衛門と松村平馬を中心として、寛政の改革の趣旨に忠実に

売買春の統制を行なおうとした²¹。寛政の改革における売買春統制の基本的な考え方については、「隠売女」を一切許さないことというのみならず、「古来あり来るものにも成る丈け減少せしむる様取斗ふべし」という方針が出されたことからわかるように、幕府や藩が免許した遊廓も含めて売買春全体をなくす方向で努力すべきものとした点に大きな特徴があったと考えられる。広島藩の町奉行は、広島城下の「細民」が宮島での「年切り奉公」と称してその実娼家に子女を売ることを一洗するため、「年切り奉公」をやめてかえる時に町奉行所に願出でて許可を得なければならないと定めた。また、宮島開市の際に城下のものが渡海し臨時に娼家の業を営むことを取り締まるため、それに違反した場合、慶弔其他公会の席に袴袴を着けて参会することを禁じ、死罪の囚人に処刑前その嗜好品を恵与する際に革田に代わって食品を獄中囚人の前に供せしむるという刑罰を課した。さらに、広島城下の町役人・商人・手代等が往々宮島に渡海し「茶屋遊び」に耽ること自体をも厳しく取締ろうとした。売買春の構造全体を問題にしようとしたのである。宮島市に芸子を出職させて商売しようとした御手洗町の茶屋に対して、こうした藩の政策は真正面からそれを否定しようとしたものであった。

しかし、寛政の改革によって売買春が減少するどころか、事態は逆に進行した。つまり、多様な形態をとりながら、売買春自体は根づよく増加していったのである。1819(文政4)年閏四月、広島藩の豊田郡役所は、大長村庄屋・組頭、御手洗町年寄に宛て次のように申渡した。

態申遣ス

大長村本谷百姓家婦人共近年野菜類為商ひ数多橋舟へ乗込沖合へ罷出、湊内入津之諸廻船繫船へ乗移押売等いたし、中二者昼夜居続寝泊も仕風俗不宜ニ付、役人共より厚相示差留候得共、又々当春已来野菜売婦人共陸地商ひ之外、沖合へ罷越売事仕候義者堅く差留候条此旨屹度申渡し、向後心得違無之様申聞夫々請印取差出可申候、若其上二而も示筋不相用

者共も有之候ハ、見当次第差留置早速注進可申出者也

卯閏四月 豊田郡 御役所

大長村庄屋

政助

与頭共

御手洗町年寄

惣平²²

これによれば、御手洗町の隣村である大長村の婦人たちが、御手洗に停泊する船に野菜を売るついでに「寝泊」していた。これは、芸子から遊芸の要素を全く取り去り、売春と家事のみが残った純粋な一夜妻＝「船後家」の形態を物語っているのではなかろうか。そして、この形態こそが、近現代における御手洗の「おちよる船」の源流になっているように思われる。

転換期としての18世紀後期において、幕府は司法・裁判文書の中で、吉原以外の売買春に関する女性を「遊女」ではなく、「売女」と公称するようになる²³。その背景には、売買春の裾野が広がることによって、大長村の「船後家」のように、遊芸の要素が縮小していったという現象があったのであろうし、寛政の改革において幕府が売買春をなくす方向性を示したことも関係するであろう。確かに、表向き売買春はあるべからざるものという認識は確認されたかもしれない。しかし、「芸子」という形で宴席での遊芸を売りにしながら売買春に関するという形態は、暗黙のうちに定着していった。また、遊芸とは無縁な売春に関する女性たちも社会に定着していった。明治以後、前者は「芸妓」と称され、後者は「娼妓」と称されて、制度的に区別されるようになった。

3. 御手洗町・大長村の民俗と「船後家」

芸妓と娼妓が区別されると、娼妓は芸妓より一段社会的地位が低いものという認識が形作られていく。そうした認識は、遊女に関する古典的な研究にも反映している。例えば、次のようなとらえ方がある。

日本の遊女の本来の姿は、芸能をもって宴席に侍すると共に、枕席にも侍したものであって、『売笑三千年史』が奈良時代の遊行女婦、平安時代の白拍子を単なる売笑婦として取り扱い、『江戸売笑記』が元禄以前の吉原・島原の太夫を江戸後期の遊女・売女と雑糅して一律に売笑婦として取り扱い、その芸能の面における彼らの貢献や、彼らが当代の交際場裡に果たした役割などを全然無視しているのは、不当であると思う。私が日本売笑史一最近は売春禁止法という法律が出たので、売笑を売春と改め、売春史と題する書物も出しているが、売春史も売笑史も同義である一なる題名をことさらに避けて、日本遊女史の題名を選んだのは、これの故である²⁴。

ここには、芸能や「交際場裡」に果たした遊女・芸妓の役割を正当に評価することによって、彼女たちを売春婦の歴史に埋没させてしまうことから救い出そうとする意図が明確に述べられている。しかし同時に、こうした認識は娼妓たちを「卑屑な売笑婦」と見る認識と表裏一体になっている²⁵。こうした認識は、娼妓の人格を否定することにつながり、娼妓であった女性たちが、娼妓であったころの自らの生そのものを自己否定させずには置かないのである。こうした女性たちは、娼妓であったことを自己の解放への足がかりにできないのであり、そこに近代の廃娼論の最大の陥穽があるように思われる。

しかし、近現代において、御手洗町の住民は芸妓・娼妓に対して興味深い接し方をしていた。例えば、「噂さでもあらうが仄かに聞けば、現在本町在住者で三十歳以上の夫婦もの、約半数は芸娼妓あがりやを女房にして居る者で、従って彼等の多くは子供がないと云ってをる」といった新聞記事が見られる²⁶。「約半数」というのは「噂さ」特有の誇張があると思われるが、もと芸妓・娼妓だった女性を妻にむかえてよしとする風潮が見られたのは確かであろう。しかも、その女性たちは年季明けで郷里に帰り、そこから遠地に嫁いだのでは

なく、女性の前歴を花婿を含む大半の人びとが知っている御手洗の中で嫁いでいるのである。売春に関った女性との婚姻を忌避するのが当たり前という規範をもつ社会の中では、相当特異な事例と言ってよいのではなかろうか。しかも、婚姻については定かでないが、御手洗町では芸妓・娼妓を大切にする風潮が、敗戦後も残っていた²⁷。芸妓・娼妓は「べっぴんさん」と呼ばれ、銭湯に一番先に入るといふ仕来りがあり、常日頃町の若者たちと親しくし、運動会や花見、ダンスパーティー、青年団の宴会などにも招かれて参加した。もちろん、近現代の御手洗町が色町を中心とする商業経済により強く依存するようになったために、こうした風潮が生まれたということは無視できない。しかし、それだけではなく、この地域の独特な社会のあり方がこうした風潮と結びついていたのではないだろうか。

御手洗町の隣村である大長村の大長小学校に在職したことのある一教師は、在職時に感じた大長村の気風を次のように回想している。

此村へ転任してからと言ふもの全くの喧嘩腰です。学校の先生だからと言って先に挨拶をして呉れるだろうと思っていると大間違いです。村有志から青年団員より学校の生徒に至るまでさうした気風があります。(中略)蜜柑採取前より早春にかけては非常に多忙ですが、夏季は殆ど遊び暮らすと言っても好い位ですから、従って村の風紀も余り好いほうではありません。夜這なども盛で私生児が多く、おまけにご承知の隣の粉白黛黒の巷たる御手洗町へ酒色を浴びに行くものが多いのです²⁸

とりわけ、記事の後半部分に注目したい。「夜這」が盛んであったという記述を信用するならば、媒酌人がとりもつイエ同士の結婚が社会に根づいてなかったと判断できる。佐々木れいは、『広島県民俗資料』²⁹に拠りながら、瀬戸内地方の沿岸・島嶼部における特有の民俗と前述の御手洗の風潮とを結びつけて考察した³⁰。それによれば、瀬戸内地方の沿岸・島嶼部では、いわゆる二世代

不同居の考えが早くから徹底しており、「子どもが二五才にもなって独立できず、おやじが六〇にもなって子供と同居しているようではまず人生は落第である」と考える気風があった。親子ともに独立心が強く、成長する子供に次々と独立分家させて自分は末男子の家で生涯を終る(末子相続)、長男に本家を譲って、次男以下とともに出て、末子の家を最後にして跡を譲って終る(隠居分家)、いずれにしても別家・別財・別竈の完全隠居の形でどの子にも独立させるのが親のつとめであり、生きがいであって、末子相続の家も隠居分家の家も社会的に差別されることなく、本分家などの従属関係はみられない。「親や仲人が媒体になる見合結婚をたたきつけられた夫婦とって蔑視する」ということもあったようで、人生儀礼でも年中行事でも複雑な手続きや形式を嫌ってすべて現実的で自信に満ちた生活を行ってきたのだという。これは敗戦後の調査に基いた分析であるが、「親や仲人が媒体になる見合結婚をたたきつけられた夫婦とって蔑視する」風潮が根づよく残っていた点は注目すべきである。敗戦後においても、イエ同士の結婚という観念はあまり浸透していなかったのである。

おそらく、瀬戸内地方の沿岸・島嶼部においては、一貫してイエという観念が定着することがなかったであろう。それ故、イエを単位とした本家・分家関係も弱く、イエ柄という観念も根付かず、婚姻に際してはお互いの意志を尊重するという気風が生まれる。それが、芸妓・娼妓を妻としてむかえられる御手洗の風潮を生み出す大きな要因になっていたという佐々木の推測は重要であろう。また、そのこととも関係するが、大長村において「夜這」の風習が根づよく残っていたことから、少なくとも婚前交渉を忌避し純潔を尊ぶ性規範はあまり浸透していなかったと考えてよいのではなかろうか。

このような根強い習俗を念頭におきながら、近世の「船後家」、あるいはもっと遡って江口・神崎の遊女から近現代の「おちょう舟」までつながる系譜を再考してみると、瀬戸内海世界の興味深い姿が浮かび上がってくる。家船などを例外とす

れば、船による移動を常態とする人びとの日常生活は、夫婦かけむかいの家族生活とは程遠いものであった。瀬戸内海世界を物流によって結びつけていたのは、男性単身者であったと言っても過言ではあるまい。「船後家」とは、そうした男性単身者の日常生活における重要な欠落部分を埋める商売であったと言えるのではなかろうか。むしろ近世近代においては、人身売買の機制の中で性奴隷にさせられた人びとによって、それが担われていたことは否めない。茶屋・揚屋などの経営が芸子を徹底的に商品化し、それによって多く女性たちが味わうことになった痛苦は察するにあまりある。そして、天明・寛政期前後の社会的な転換のなかで、瀬戸内地方沿岸・島嶼部において物流に関する「下層」が増大したことによって、周辺農村を巻き込んで商売としての廉価な売買春がより拡大し、性奴隷の痛苦をさらに広げ、かつ深刻化させていったと想像される。しかし、野菜売りのかたわら船に「寝泊」した大長村の女性たちの存在に目をむけると、「船後家」というものの奥深さを感じざるを得ない。御手洗町の人びとが芸妓・娼妓を大切にされたのも、瀬戸内海世界のあり方と大きく関わっていたのではあるまいか。つまり、「船後家」という「一夜妻」が必要不可欠な存在として認識されていた世界であったのではないだろうか。

おわりに—「船後家」から見える都市

拙稿では、近世御手洗町における「船後家」という売買春の形態に注目し、佐々木れいの業績に学びながら、それを瀬戸内地方の沿岸・島嶼部における民俗との関りの中に位置付けようとした。しかし、民俗との関係に注目したからといって、それがこの地方の特有な「伝統」の産物であると言うつもりは毛頭ない。むしろ、船を媒介として名も知れぬ単身者同士が会おう世界は、すぐれて現代的ですらある。

瀬戸内海世界は中世における物流の動脈であり、兵庫や尾道などを典型として最も都市的な場が発展した地域でもあった。無名の単身者が出会

い、そこで一夜の夫婦を装うという世界は、都市的な場に最も相応しい空間としても理解できる。稀には、「おちよる舟」の娼妓と船員が一夜の夫婦にとどまらず恋愛に発展し、夫婦の契りを結ぼうとする場合もあった³¹。「おちよる舟」という売買春の強力な機制の中にありながら、それが、出自や家柄、身分といった社会関係を全く度外視して、人間の本源的な欲求とも言うべきものが発露する場にもなり得たのである。大正時代に「おちよる舟」の船頭をしていた人は、次のように回想している。

ええ、そりゃ女はようつくしましたで、煮たきもするし、洗濯もする、馴染みになると器用な妓は、こんど航海して入ってくるまでに、ちゃんと腹巻やら、とっくりセーターなんかを毛糸であんでやりましょうが、そのようなもんじゃけん、男も離れませんよのう³²。

これを商品化された過剰なサービスと見たり、性別役割分担の規範にしばられていると見ることも可能であろう。しかし、この時期の社会では当り前の願望を、娼妓たちが強力な機制である「おちよる舟」の中で健気に昇華させようとしていると見れば、なおさら娼妓の悲劇性が胸に迫ってくるのである。

「船後家」から「おちよる舟」という系譜をなす商売は、瀬戸内海世界という都市的な場に必要不可欠なものとして組み込まれたものであった。それ故、度重なる統制や禁止政策にも関らず、敗戦後まで根づよく存続したのである。

注

- 1 喜田川守貞『近世風俗志(守貞謾稿)(三)』、岩波書店、1999、p.241。
- 2 滝川政次郎『遊女の歴史』、至文堂、1965年、p.57。
- 3 木村吉聡「おちよる舟終えんの記」、『山河』No.28、1981年12月。
- 4 豊町教育委員会編『豊町史 本文編』、2000年、p.410。

以下、『本文編』と略す。

- 5 庄司勝富『異本洞房語園』、享保5年。
- 6 『本文編』、p.389。
- 7 同上、p.363。
- 8 同上。
- 9 同上、p.392~393。
- 10 同上、411~2頁。
- 11 御手洗町「町用覚」、文化十二年~文政六年、豊町教育委員会編『豊町史 資料編』、1997年、p.155-6。以下、『資料編』と略す。
- 12 『本文編』、410頁。
- 13 「鶴阜公済美録」卷十七下、『資料編』、p.391。
- 14 拙稿「都市化と都市問題の成立」、歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第八卷、東京大学出版会、掲載予定。
- 15 広島市役所『広島市史』第貳卷、1922年、p.452-3。以下、『広島市史』と略す。
- 16 『本文編』、p.444。
- 17 御手洗町「諸書附控」、天明四年五月、『資料編』、p.398-399。
- 18 前掲『広島市史』第貳卷、p.452-3。
- 19 同前。
- 20 藪田貫『女性史としての近世』、校倉書房、1996年、p.205-208。
- 21 拙稿「宮島の遊廓」、『日本研究』巖島特集号、2001年3月。
- 22 「町用覚」、文政六年、『資料編』、p.416。
- 23 曾根ひろみ「『売女』考—近世の売春—」、女性史総合研究会編『日本女性生活史』、東京大学出版会、1990年、p.114-5。
- 24 滝川前掲書、p.64。
- 25 同前。
- 26 『芸備日日新聞』、大正12年3月17日付。
- 27 「コラム19 消えゆく歓楽街」、『本文編』、p.755-756。
- 28 『中国新聞』、大正10年1月8日付。
- 29 ひろしま・みんぞくの会編『広島県民俗資料 第5集 冠婚葬祭と家の問題』、1972年、p.229。
- 30 佐々木れい「売春に関する一考察—大崎下島の事例から—」、平成13年度広島大学総合科学部地域文化コース特別研究論文、p.85-86。
- 31 木村前掲論文、p.102-103。
- 32 同前、p.101。